

平成25年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小園 博美

平成17年(行ウ)第4号 生活保護変更決定取消等請求事件(以下「甲事件」という。)

平成19年(行ウ)第5号 生活保護変更決定取消請求事件(以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 平成24年9月7日

判

決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主

文

- 1 本件訴えのうち、甲事件・乙事件原告前田アイコが秋田市福祉事務所長に対し、平成16年4月以降、毎月3日限り、7880円の支払を求める訴えを却下する。
- 2 本件訴えのうち、甲事件・乙事件原告幸村レイ子が秋田市福祉事務所長に対し、平成16年4月以降、毎月3日限り、7880円の支払を求める訴えを却下する。
- 3 甲事件・乙事件原告ら及び乙事件原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、甲事件・乙事件原告ら及び乙事件原告らの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 秋田市福祉事務所長が甲事件・乙事件原告前田アイコに対して平成16年3月22日付けでした生活保護法25条2項に基づく保護変更決定を取り消す。
- 2 秋田市福祉事務所長は甲事件・乙事件原告前田アイコに対し、平成16年4月以降、毎月3日限り、7880円を支払え。
- 3 秋田市福祉事務所長が甲事件・乙事件原告幸村レイ子に対して平成16年3月22日付けでした生活保護法25条2項に基づく保護変更決定を取り消す。

- 4 秋田市福祉事務所長は甲事件・乙事件原告幸村レイ子に対し、平成16年4月以降、毎月3日限り、7880円を支払え。
- 5 秋田市福祉事務所長が甲事件・乙事件原告前田アイコに対して平成17年3月25日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。
- 6 秋田市福祉事務所長が甲事件・乙事件原告前田アイコに対して平成18年3月24日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。
- 7 秋田市福祉事務所長が甲事件・乙事件原告幸村レイ子に対して平成18年3月24日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。
- 8 能代市福祉事務所長が乙事件原告奈良友三に対して平成17年3月25日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。
- 9 能代市福祉事務所長が乙事件原告奈良友三に対して平成18年3月27日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。
- 10 湯沢市福祉事務所長が乙事件原告大沢良一に対して平成18年3月28日付けでした生活保護法25条2項による保護変更決定を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、生活保護法に基づき生活保護を受給している甲事件・乙事件原告ら及び乙事件原告ら（以下「原告ら」という。）が、平成16年3月までは老齢加算により加算された生活保護費の給付を受けていたところ、同年4月以降、厚生労働大臣が老齢加算を段階的に廃止する内容に生活保護基準を改定し、同月から生活保護費が減額されたことによって生存権が侵害されたなどとして、原告らの居住地の各福祉事務所長が行った原告らに対する生活保護費の減額変更処分の取消しを求め、原告前田及び原告幸村（以下「原告前田ら」という。）が、加えて、行政事件訴訟法37条の3第1項2号、3項2号により、減額された老齢加算相当額の支払の義務付けを求める事案である。

1 生活保護法の定め

(1) 基本原則

ア 最低生活

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない（3条）。

イ 保護の補足性

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（4条1項）。

ウ 基準及び程度の原則

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（8条1項）。そして、上記基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない（同条2項）。

エ 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする（9条）。

オ 不利益変更の禁止

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない（56条）。

(2) 扶助の種類及び内容

ア 種類

生活保護法に基づく保護には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類がある（11条）。

イ(ア) 生活扶助

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者

に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送（「移送」とは、例えば、要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送するような場合をいう。以下同じ。）の範囲内において行われる（12条）。

(イ) 住宅扶助

住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われる（14条）。

(ウ) 医療扶助

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、①診察、②薬剤又は治療材料、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送の範囲内において行われる（15条）。

(エ) 介護扶助

介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者に対して、①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）、②福祉用具、③住宅改修、④施設介護、⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）、⑥介護予防福祉用具、⑦介護予防住宅改修、⑧移送の範囲内において行われる（15条の2）。

(3) 生活保護決定・実施機関等

ア 生活保護決定・実施機関

都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を

決定し、かつ、実施しなければならない（19条1項柱書）。

(ア) その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）

(イ) 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）

イ 委任規定

19条1項ないし3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる（同条4項）。

(4) 保護の開始及び変更

ア 申請による保護の開始

保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（24条1項）。

イ 理由付記

前記アの書面には、決定の理由を附さなければならない（同条2項）。

ウ 職権による保護の開始

保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない（25条1項）。

エ 職権による保護の変更

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前記イの規定は、この場合に準用する（同条2項）。

(5) 保護の方法

ア 金銭給付の原則

生活扶助は、金銭給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる（31条1項）。

イ 前渡の原則

生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる（同条2項）。

(6) 審査請求等

ア 審査庁

前記(3)イの規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする（64条）。

イ 裁決をすべき期間

(ア) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分についての審査請求があったときは、50日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない（65条1項）。

(イ) 審査請求人は、前記(ア)の期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなすことができる（同条2項）。

ウ 再審査請求

(ア) 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が前記(3)イの規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労

働大臣に対して再審査請求をすることができる（66条1項）。

- (イ) 前記イ(ア)の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同規定中「50日」とあるのは、「70日」と読み替えるものとする（同条2項）。

エ 審査請求と訴訟との関係

生活保護法の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない（69条）。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠（乙事件において取り調べられた証拠はないため、後に掲げる証拠は全て甲事件及び乙事件併合後の甲事件のものである。以下同じ。）及び弁論の全趣旨より容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 原告前田は、大正7年1月3日生まれで、昭和62年に夫を病気で失い、家賃月3万円の現住所に単身で生活しており、高血圧症で中通総合病院に、白内障で近くの眼科クリニックに、それぞれ定期的に通院している。

原告前田は、老齢年金を受給しており、昭和60年から生活保護を受給している。

イ 原告幸村は、昭和7年3月3日生まれで、現住所に単身で生活しており、胃潰瘍、高脂血症、過敏性腸症候群で中通総合病院に通院して治療を受けている。原告幸村は、年金受給資格がなく、最低生活費全額を扶助費として受給しており、また、原告幸村の住居の家賃は3万8000円であるところ、通院の必要性や腰痛、高齢世帯ということから、同住居への居住が認められ、特別基準が適用されて、上記家賃額が住宅扶助として支給されている。

ウ 原告奈良は、昭和7年4月14日生まれで、妻（昭和8年2月1日生ま

れ)とともに、平成6年から生活保護を受給している。

エ 原告大沢は、昭和23年10月5日生まれで、実母大沢セツ（大正6年8月26日生まれ）と二人暮らしで、平成17年10月から、生活保護を受給している。

オ 秋田市福祉事務所長、能代市福祉事務所長、湯沢市福祉事務所長は、生活保護決定・実施機関である各市長からの委任を受け、生活保護実施機関として、生活に困窮する住民に対し、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行い、被保護者の最低限度の生活を保障する責務を有する者である。

(2) 生活保護変更決定等

ア 原告前田らに対する決定

(ア) 秋田市福祉事務所長は、原告前田に対し、平成16年3月23日付けで、原告幸村に対し、同月22日付けで、それぞれ同年4月1日以降の生活保護費について、老齢加算の減額、冬季加算の削除及び基準生活費の減額を内容とする生活保護変更決定（以下「本件各処分1」という。）を行った。（乙1）

(イ) 秋田市福祉事務所長は、原告前田らに対し、それぞれ、平成17年3月25日付けで、同年4月1日以降の生活保護費について、老齢加算の減額及び冬季加算の削除を内容とする生活保護変更決定（以下「本件各処分2」という。）を行った。なお、原告幸村は、本件において、原告幸村に対する本件各処分2の効果を争っていない。

(ウ) 秋田市福祉事務所長は、原告前田らに対し、それぞれ、平成18年3月24日付けで、同年4月1日以降の生活保護費について、老齢加算の全廃及び冬季加算の削除を内容とする生活保護変更決定（以下「本件各処分3」という。）を行った。（乙19）

イ 原告奈良に対する決定

(ア) 能代市福祉事務所長は、原告奈良に対し、平成16年3月に、同年4

月1日以降の原告奈良ら夫婦二人の生活保護費について、老齢加算の減額、冬季加算の削除及び基準生活費の減額を内容とする生活保護変更決定を行った。なお、原告奈良は、本件において、同決定の効力について争っていない。

(イ) 能代市福祉事務所長は、原告奈良に対し、平成17年3月25日付けで、同年4月1日以降の原告奈良ら夫婦二人の生活保護費について、老齢加算の減額及び冬季加算の削除を内容とする生活保護変更決定（以下「本件処分4」という。）を行った。（乙21）

(ウ) 能代市福祉事務所長は、原告奈良に対し、平成18年3月27日付けで、同年4月1日以降の原告奈良ら夫婦二人の生活保護費について、老齢加算の全廃及び冬季加算の削除を内容とする生活保護変更決定（以下「本件処分5」という。）を行った。

ウ 原告大沢に対する決定

湯沢市福祉事務所長は、原告大沢に対し、平成18年3月24日付けで、同年4月1日以降の原告大沢及びその母二人の生活保護費について、老齢加算の全廃及び冬季加算の削除を内容とする生活保護変更決定（以下、「本件処分6」といい、本件各処分1ないし3及び本件処分4ないし6を「本件各決定」と総称する。）を行った。（乙22）

エ 本件各処分1ないし3、前記イ(ア)の決定、及び本件処分4ないし6のうち、老齢加算の減額ないし全廃に係る部分は、厚生労働大臣が定めた生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号、以下、基準改定の前後を問わず、単に「保護基準」という。）に基づき、本件各処分1及び前記イ(ア)の決定については、平成16年3月25日厚生労働省告示第130号（以下「第1改定告示」という。）により保護基準が改定されて老齢加算が減額されること、本件各処分2及び本件処分4については、平成17年3月31日厚生労働省告示第193号（以下「第2改定告示」という。）によ

り保護基準が改定されて老齢加算が減額されたこと、本件各処分3、本件処分5及び6については、平成18年3月31日厚生労働省告示第315号（以下、「第3改定告示」といい、第1改定告示ないし第3改定告示による保護基準の改定を「本件改定」と総称する。）により保護基準が改定されて老齢加算が保護基準から削除され、老齢加算制度が廃止されたことを受けてそれぞれなされたものである。

(3) 生活保護基準

保護基準のうち、生活扶助に関する基準（以下「生活扶助基準」という。）の定めは、次のとおりである。

ア 生活扶助基準は、基準生活費（第1章）と加算（第2章）とに大別されている。居宅で生活する者の基準生活費は、市町村別に1級地－1から3級地－2まで六つに区分して定められる級地及び年齢別に定められる第1類と、級地等及び世帯人員別に定められる第2類とに分けられ、原則として世帯ごとに、当該世帯を構成する個人ごとに算出される第1類の額（以下「第1類費」という。）を合算したものと第2類の額（以下「第2類費」という。）とを合計して算出される。第1類費は、食費、被服費等の個人単位の経費に、第2類費は、光熱水費、家具什器費等の世帯単位の経費にそれぞれ対応するものとされている。なお、原告前田らの居住地である秋田市は、2級地－1と定められており、原告奈良の居住地である能代市及び原告大沢の居住地である湯沢市は、それぞれ3級地－1と定められていた。

イ 第1改定告示により改定される前の保護基準によれば、加算には、妊産婦加算、老齢加算、母子加算、障害者加算等があり、老齢加算に関しては、被保護者（現に生活保護法による保護を受けている者をいう。以下同じ。）のうち70歳以上の者並びに68歳及び69歳の病弱者について一定額が基準生活費に加算されて支給されていた。

ウ 前記イの保護基準における生活扶助費の月額、2級地-1の居宅で生活する70歳以上の者の第1類費が1人当たり2万9480円、第2類費が単身世帯で3万9600円であったため、原則として、基準生活費の月額は、単身世帯で6万9080円であった。また、上記保護基準において、2級地の居宅で生活する者の老齢加算の月額は1万6680円であった。

エ 2級地-1の居宅で生活する70歳以上の者についての、第1改定告示により改定された保護基準における生活扶助費の月額は、第1類費が1人当たり2万9430円、第2類費が単身世帯で3万9520円であったため、原則として、基準生活費の月額は、単身世帯で6万8950円であった。また、上記保護基準において、2級地の居宅で生活する者の老齢加算の月額は8800円であった。

オ 3級地-1の居宅で生活する70歳以上の者についての、第1改定告示により改定された保護基準における生活扶助費の月額は、第1類費が1人当たり2万6520円、第2類費が単身世帯で3万5610円、二人世帯で3万9420円であったため、原則として、基準生活費の月額は、単身世帯で6万2130円、二人世帯で9万2460円であった。また、上記保護基準において、3級地の居宅で生活する者の老齢加算の月額は7920円であった。

カ 第2改定告示によっても、2級地-1の居宅で生活する70歳以上の者についての、第1類費及び第2類費（単身世帯）は変更されておらず、2級地の居宅で生活する者の老齢加算の月額は3420円となった。

キ 第2改定告示によっても、3級地-1の居宅で生活する70歳以上の者についての、第1類費及び第2類費（単身世帯及び二人世帯）は変更されておらず、3級地の居宅で生活する者の老齢加算の月額は3080円であった。

（乙3，4，17，18の1，18の2）

(4) 原告前田への生活保護費等

ア 原告前田は、平成15年4月時点で、次の年金、生活扶助等（月額）を受けていた。

（ア）年金 4万4650円（収入認定）

（イ）生活扶助 8万5760円（うち老齢加算1万6680円）

ただし、支給額は上記収入認定を除く4万1110円

（ウ）住宅扶助 3万円

イ 本件各処分1により、原告前田の老齢加算額は月額7880円減額され、平成16年4月からの生活扶助等（月額）は、次のようになった。

（ア）年金 4万3924円（収入認定）

（イ）生活扶助 7万7750円（うち老齢加算8800円）

ただし、支給額は上記収入認定を除く3万3826円

（ウ）住宅扶助 3万円

ウ 本件各処分2により、原告前田の老齢加算額は5380円減額された。

エ 本件各処分3により、原告前田の老齢加算額3420円は全廃された。

オ なお、秋田市福祉事務所長が原告前田に支給する保護費は、毎月遅くとも3日までに支給されていた。

(5) 原告幸村への生活保護費等

ア 原告幸村は、年金受給資格がなく、本件各処分1前の時点で、次の生活扶助等（月額）を受けていた。

（ア）生活扶助 8万5760円（うち老齢加算1万6680円）

（イ）住宅扶助 3万8000円

イ 本件各処分1により、原告幸村の老齢加算額は月額7880円減額され、平成16年4月からの生活扶助等（月額）は、次のようになった。

（ア）生活扶助 7万7750円（うち老齢加算8800円）

（イ）住宅扶助 3万8000円

- ウ 本件各処分2により，原告幸村の老齡加算額は5380円減額された。
- エ 本件各処分3により，原告幸村の老齡加算額3420円は全廃された。
- オ なお，秋田市福祉事務所長が原告幸村に支給する保護費は，毎月遅くとも3日までに支給されていた。

(6) 原告奈良の老齡加算額

- ア 原告奈良の，前記(2)イ(ア)の決定前の時点での最低生活費は，生活扶助（老齡加算含む）及び年金の合計額として月額12万3500円であり，そのうち老齡加算分は3万0860円であった。
- イ 前記(2)イ(ア)の決定により，原告奈良の老齡加算額が月額1万5020円減額された。
- ウ 本件処分4により，原告奈良の老齡加算額が9680円減額された。
- エ 本件処分5により，原告奈良の老齡加算額6160円は全廃された。

(7) 原告大沢の老齡加算額減額

本件処分6により，原告大沢の老齡加算額が月額3080円減額された。

(8) 老齡加算制度の内容等

- ア 老齡加算制度は，70歳以上の被保護者については，特別の需要があるとして，一定額を加算して保護費を支給する制度で，昭和35年4月に老齡福祉年金制度の発足に伴い創設（当時月額1000円）されたものである。その後，昭和51年の福祉年金制度の見直しに伴い，加算額を生活扶助の一定額とし，生活扶助基準改定率で改定する方式に変更され，さらに昭和59年より消費者物価伸び率（生活扶助1類費相当）をもって改定する方式に変更されている。

平成15年度には，秋田で1万6680円が老齡加算額として支給されていた。

- イ 昭和55年12月中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間的取りまとめは，老齡加算制度の趣旨を，高齢者はそしゃく力が弱いため，他の

年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となると述べている。

また、老齡、母子の特別需要について、昭和58年の上記審議会意見具申は、加齡に伴う精神的又は身体的機能の低下、片親不在という社会的・心理的障害（中略）に対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用（中略）などの加算対象経費が認められているが、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得たと述べている。

(9) 審査請求等

ア 原告前田らは、本件各処分1を不服として、平成16年5月19日付けで、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、同年9月21日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

原告前田は、同裁決を不服として、同年10月14日付けで、原告幸村は、同月5日付けで、それぞれ厚生労働大臣に同法に基づいて再審査請求をしたところ、同大臣は平成17年2月18日付けで、再審査請求を棄却する旨の裁決を行い、同裁決書は、同月19日に、原告らに送達された。

(乙2)

イ 原告前田は、自己に対する本件各処分2を不服として、平成17年5月24日付けで、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、同年12月27日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決を行ったため、さらに同裁決を不服として、平成18年1月27日付けで、厚生労働大臣に同法に基づいて再審査請求をした。

ウ 原告前田は、平成18年5月16日付けで、原告幸村は、同月24日付けで、それぞれ本件各処分3を不服として、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、平成19年1月30日付けで、

同審査請求を棄却する旨の裁決を行った。（乙１９）

エ 原告奈良は、本件処分４を不服として、平成１７年５月１１日付けで、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、同年１２月２７日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決を行ったため、さらに同裁決を不服として、平成１８年１月２３日付けで、厚生労働大臣に同法に基づいて再審査請求をした。（乙２１）

オ 原告奈良は、本件処分５を不服として、平成１８年５月２４日付けで、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、平成１９年１月２５日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

カ 原告大沢は、本件処分６を不服として、平成１８年５月１８日付けで、秋田県知事に生活保護法に基づいて審査請求をしたところ、同知事は、平成１９年１月２５日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

３ 争点及び当事者の主張

（１） 請求の趣旨２項及び４項に係る訴えの適法性

（原告らの主張）

請求の趣旨２項及び４項は、行政事件訴訟法３７条の３第１項２号、３項２号により、減額された老齢加算相当額の支払の義務付けを求めるものである。

（被告らの主張）

原告前田らは、他の原告らと異なり、平成１６年告示に基づく本件各処分１の取消しに加えて、秋田福祉事務所長に対し、同告示に基づく保護基準の改定により減額された老齢加算額相当額を支払うことを求めており、いわゆる申請満足型の義務付けの訴えと解されるこれらの訴えは処分又は裁決をすべき旨を命じるものではなく金銭の給付を求めるものであり、存在し得ない処分をすべきことを求めるものであることから不適法である。

（２） 告示前になされた処分の違法性

(原告らの主張)

原告前田らに対する本件各処分1の理由欄には、いまだ改定されていない告示が記載されていたが、そもそも、老齢加算の減額・廃止処分の処分理由に記載されている基準改定がされていないのであれば、それを処分理由とはなし得ないはずであるし、原告前田らが、処分時に処分理由を知ることはできない以上、その適否を判断できず、不服申立ての理由を主張することもできない。

したがって、本件各処分1は、前提を欠いた処分又は理由不備により違法である。

(被告らの主張)

本件各処分1が、告示前に前倒しで行われたのは、生活保護が、原則として、金銭給付により、1か月分以内を限度として前渡しすることとされている（生活保護法31条1項、2項）、保護の各実施機関では、おおむね毎月1日ないし5日を保護費の定例支給日と定めていることから、4月分の保護費の支給を適切に行うためには、保護の実施機関としては、当然前月のうちに支給決定のための準備を行う必要がある一方、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権により保護の変更決定を行い、これを被保護者に対し書面をもって通知しなければならないのであるから（同法25条2項、24条2項）、保護基準が改定される場合に告示を待って保護の変更手続を行っていたのでは、保護費の支給事務に支障を来すおそれがあるからである。

また、厚生労働省は、例年3月初旬に全国生活保護担当係長会議を開催し、全国の自治体（各都道府県、政令指定都市及び中核市）に対して次年度の基準改定告示案を示すとともに、改定の趣旨及び留意点等について周知しており、告示の内容が既に明らかになっているのであれば、告示を待って保護の変更手続を行い支給事務に支障が生じるよりも、告示に従った保護変更決定

を実施予定の告示に前倒しして行う方が、被保護者の利益となる。

本件各処分1の実施時点では、告示による保護基準の改正は既にされているため、適用日においては法的要件を満たしており、決定日が告示日前であっても違法ではない。

また、理由付記の違法の主張についても、本件各処分1は処分理由として「基準改定及び冬季加算の認定削除によります。」と記載されているから、同処分が生活保護法8条の基準改定に伴うものであることを認識可能であり、その額で「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し得ないというのであれば、不服申立て等を行うことができるのであるから、理由付記に欠けるところはない。

(3) 生活保護法56条所定の正当な理由の要否

(原告らの主張)

第1改定告示による改定前の保護基準は、最低限度の水準であるから、これを減額方向に改定することについては、生活保護法56条の正当な理由が必要である。

(被告らの主張)

最高裁平成22年(行ツ)第392号同24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁(以下「最高裁2月判決」という。)及び最高裁平成22年(行ヒ)第367号同24年4月2日第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁(以下、「最高裁4月判決」といい、最高裁2月判決と最高裁4月判決を併せて「両最高裁判決」という。)が述べるとおり、生活保護法56条は、保護基準自体が減額改定されることに基づいて保護の内容が減額決定されるような場合に適用されるものではない。

(4) 老齢加算の減額・廃止に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があるか

(原告らの主張)

ア 厳格な裁量審査が不可欠であること

保護基準の減額改定については、生活保護法56条の正当な理由が要求されるから、少なくとも厳格な裁量審査が不可欠であるところ、本件においては、判断過程審査をするべきである。

イ 考慮すべき事項を考慮しなかったこと

老齢加算廃止という保護基準改定過程においては、第三者機関である生活保護制度の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の専門技術的な調査審議及び判断をすべきであるところ、厚生労働大臣は、専門委員会の中間取りまとめにおける次の提言を十分検討考慮せずに老齢加算を減額・廃止する保護基準改定を行っており、裁量権の逸脱・濫用がある。

(ア) 中間取りまとめは、「ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。」旨のただし書を設けているところ、厚生労働大臣は、これに反して、何らの代替措置を採ることなく本件改定を行っている。

(イ) 中間取りまとめは、「被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。」旨を提言しているところ、中間取りまとめは、そもそも基準生活費で賄えない老齢における特別需要が全くないことを確認したのではなく、専門委員会は、老齢加算を廃止するのであれば、同時に新制度の創設等により手当てが施されなければならないとの意見で一致していたのであるから、本件改定が、漸次老齢加算を減額・廃止するものであるからといって、中間取りまとめが提言する激変緩和措置を執ったことにはならない。

ウ 考慮すべきでない事項を考慮したこと

(ア) 被告らが保護基準改定の根拠として主張する特別集計は、平成11年

全国消費実態調査の高齢者編「第26表（単身無職世帯の）60歳以上の男女，年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の内容と，理由不明の数値の齟齬がある上，次の3つの問題点等があり，科学的合理性のない統計結果であるから，保護基準の改定に当たっては，考慮すべきでない事項であり，これを考慮してなされた保護基準の改定については，厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用がある。

a 特別集計は年代集団ごとの比較を，特別集計の平均値を母集団の代表として行っているが，平均値をもって母集団の代表とすることが統計上合理性があるか否かを検証する上で不可欠な度数分布に関する情報が欠落しており，平均値を母集団の代表とすることが統計上合理的でない可能性を否定できない。

b 平成11年調査は5年ごとの年齢階級区分で統計処理されているにもかかわらず，特別集計では年齢階層区分を10年ごとに統合してしまい，その結果，高齢者の中でも活動性が高く，非常に多くの貯蓄を取り崩して消費する階級である60ないし64歳が，65ないし69歳と同一階級とされてしまったため，65ないし69歳より70歳ないし74歳の消費支出額が上回っているとの結果が隠蔽された。

c 高齢者世帯では，年齢が高くなるほどに貧困世帯の割合が高くなっているにもかかわらず，全ての年齢間で貧困率が同一であるとの前提で，第I－5分位，第I－10分位で比較してしまい，貧困率が高いために，70ないし74歳が65ないし69歳より消費支出額が小さくなってしまったことを，年齢要因で消費需要が減少したと誤った評価をした。

(イ) この点，被告らは特別集計の調査対象数，年齢や性別の分布等の立証を拒否し，上記各問題点に対して反論，反証を放棄しているのであるから，特別集計は科学的合理性のない統計結果であることを否定できず，

原告らの主張する厚生労働大臣の裁量権の濫用・逸脱の主張にも反論、反証できていないものである。

(被告らの主張)

ア 保護基準の改定に関し、厚生労働大臣に裁量権があること

両最高裁判決は、保護基準の改定に当たり、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的見地からの裁量権があることを認めている。

イ 特別需要が存在しないこと

(ア) 全国規模の消費実態調査による平成11年度特別集計結果や被保護者を対象とした消費実態調査のいずれの側面から見ても、70歳以上の被保護者世帯について特に老齢加算によって賄わなければならないような消費需要は認められない。

(イ) 原告らは、様々に生活苦を述べるが、本件のような保護基準改定に基づく減額・廃止の場合に、個別の被保護者の生活状況は厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用を基礎付ける事情とはならないし、原告らの生活苦の原因は、老齢加算廃止とは関係のない事情も渾然一体として含まれているため、老齢加算廃止の影響は判然とせず、特別需要が原告らにあるとはいえない。

ウ 専門委員会の議事内容や中間取りまとめは厚生労働大臣の裁量の逸脱・濫用の根拠とならないこと

専門委員会の意見は、厚生労働大臣の判断を法的に拘束するものではない上、社会保障審議会（福祉部会）の正式の見解として集約されたものではないから、その意見は保護基準改定に当たっての考慮要素として位置付けられるべきものである。

最高裁4月判決でも、保護基準の改定は、「中間とりまとめの意見を踏まえた検討を経ていないものということとはできず、全体としてその意見の趣旨と一致しないものであったとも解し難い」と述べている。

エ 特別集計について

(ア) 特別集計の位置付け

特別集計の収集過程に照らせば、策定段階で恣意や過誤が介在する可能性は想定し難く、内容は何ら不合理でないし、健康で文化的な最低限度の生活の概念は、抽象的概念であるから、特別集計のみで決まるものではない。

(イ) 個別標本値の度数分布が不明であることから厚生労働大臣の裁量の逸脱・濫用が導かれるものではないこと

信頼性の高い全国消費実態調査を基に70歳以上の高齢者を対象としていた老齢加算に見合うだけの特別需要が存在するか否かという合目的な観点から集計された統計結果を用いたことは合理的であるから、度数分布に関する情報が明らかでないことから直ちに特別集計の信用性が疑われるものではない。

(ウ) 特別集計の数値に平成11年全国消費実態調査の高齢者編26表との齟齬があるとの点に問題がないこと

本件で特別集計において意味があるのは、全国平均ではなく、低所得者層における比較である上、60ないし69歳世帯と70歳以上世帯とでは消費支出額が後者の方が低くなり、70歳以上の世帯の生活扶助相当消費支出額が現行の老齢加算を除く生活扶助基準額を上回るものではないという結論は左右されないから、原告の主張する数値の齟齬は、裁量権の逸脱・濫用を基礎付けない。

(5) 制度後退禁止原則の有無等

(原告らの主張)

ア 第1改定告示による改定前の保護基準による最低生活費は、健康で文化的な生活水準を維持するための最低限度であって、かつ、これを超えないものである。

生存権は抽象的権利であるとされるが、生存権が抽象的権利であるとする
と、現状の制度の切下げ、すなわち制度後退が原則として許されないこ
とが導出される。

したがって、上記保護基準を減額方向に改定することについては、制度
後退禁止原則から許されない。

イ 厚生労働省は、60歳代よりも70歳代の消費支出が少ないから、老齢
加算を廃止した旨を主張するが、そもそも老齢加算の廃止は、社会保障費
の増大を受けた国の財政事情を理由に、生活保護費削減の結論が先にあり
きとして進められたものである。

しかし、憲法25条が生存権を保障し、さらに同法26条が教育を受け
る権利を、同法28条が勤労の権利、勤労者の団体行動権を保障し、さら
に、同法9条が戦争の放棄を定め、軍備と交戦権を否認していることから
すれば、憲法は、平和的生存権の保障を軸に福祉国家の建設を基本原理と
することを明らかにしている。

したがって、国の財政事情を理由に生存権保障、社会福祉、社会保障な
どを後退させることは原則として許されず、財政改革を怠り、構造改革に
よる老齢加算の廃止を始めとする社会保障の削減・縮小を推進することは
憲法25条に照らし許されない。

(被告らの主張)

憲法25条1項、生活保護法3条、8条の規定内容からすると、憲法25
条1項が保障するのは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」であり、
生活保護法の定める保護基準も、健康で文化的な生活水準を維持しつつ、こ
れを超えないものでなければならないとされているから、保護基準の改定に
ついて、健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、
かつ、これを超えないものでなければならないという基準しか導くことはで
きない。

したがって、改定された保護基準の内容が健康で文化的な最低限度の生活を下回るようなものでない限り、制度後退禁止原則なる原則により保護基準改定が許されないということにはならない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（請求の趣旨2項及び4項に係る訴えの適法性）について

原告前田らは、本件各処分1がなされる前の生活保護支給額相当額の支払を請求しているが、原告前田らは、当該請求は行政事件訴訟法37条の3第1項2号、3項2号による義務付け訴訟である旨を述べる。

同法3条6項2号が規定する義務付け訴訟は、行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされるとき、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

したがって、同号による義務付け訴訟が対象としているのは、申請に基づく処分又は裁決の義務付けであるところ、原告らの請求の趣旨2項及び4項は、単に金員の給付を求めるものとなっており、処分の義務付けを求めるものではない。

また、仮に、原告前田らのその余の請求が認容され、本件各処分1ないし3が取り消された場合、従前の生活保護決定に従った生活保護費の支給がなされるのであり、原告前田らの申請に基づき本件各処分1より前の生活保護費と同額の生活保護変更決定（処分）が改めてなされるものではない。

以上のとおり、原告らの請求の趣旨2項及び4項は、処分又は裁決を義務付けるものではない上、原告前田らのその余の請求が認容された場合には、新たな生活保護変更決定を義務付けなくとも、本件各処分1がなされる前の決定の効力がいわば復活することになるのであるから、義務付けの対象となる処分が観念できないものといえる。

したがって、原告らの請求の趣旨2項及び4項は、同法3条6項2号の義務

付けの訴えに当たるものではなく、不適法である（なお、原告らは、同法4条後段にいう公法上の当事者訴訟を提起するものではない。）。

2 争点(2)（告示前になされた処分の違法性）について

(1) 前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 厚生労働省は、平成16年3月4日に、生活保護関係全国係長会議を開催し、全国の自治体（各都道府県、政令指定都市及び中核市）に対して、同年度の保護基準の改定告示案を示すとともに、改定の趣旨及び留意点等について周知している。（乙27の1、27の2）

イ 原告前田に対する本件各処分1の通知書の保護を変更した理由欄には、基準改定及び冬季加算の認定削除による旨が記載されている。（乙1）

(2) 保護基準は、生活保護法8条の委任を受けた告示であって、いわゆる法規命令の一種であり、前記前提事実のとおり、本件各処分1の実施時点では、第1改定告示による保護基準の改定は既にされているから、保護基準改定の告示前に、確実に予想される告示に従って改定後の保護基準に基づき処分を下すことは、およそ存在しない法律に基づいて処分を下す場合とは異なる。

(3) 前記生活保護法の定め及び前記前提事実のとおり、生活保護は、原則として、金銭給付により、1か月以内分を限度として前渡しすることとされている上、原告前田らに対しては、おおむね毎月3日までに保護費を支給していることから、保護基準改定後の保護費の支給を適切に行うためには、保護の実施機関としては、前月のうちに支給決定のための準備を行う必要がある。

また、前記生活保護法の定めのとおり、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権により保護の変更決定を行い、これを被保護者に対し書面をもって通知しなければならないのであるから、月末付近において保護基準が改定される場合に告示を待って保護の変更手続

を行っていたのでは、翌月の保護費の支給事務に支障を来すおそれがある。なお、本件処分5は、3月25日後になされているが、被告秋田市と被告能代市では人口その他市の規模が違ふことは当裁判所に顕著であり、被告秋田市においても本件各処分1を3月25日後になすことが可能であったことにはならない。

そうすると、本件各処分1において、第1改定告示の告示日である平成16年3月25日を待っていたのでは、同年4月の保護費の支給事務に支障を来すおそれがあったものといえる一方、第1改定告示の内容については、前記(1)認定の事実のとおり、厚生労働省から周知され、当該告示があることは相当に確実であったといえるから、同日を待たずに第1改定告示に基づき本件各処分1を行ったことには、合理性が存在する。

- (4) 原告前田らは、理由付記の違法についても主張するが、前記(1)のとおり、本件各処分1は、処分理由として基準改定を明記していて、同処分が生活保護法8条の基準改定に伴うものであることを認識可能である上、第1改定告示は、本件各処分1の二、三日後には告示がなされているから、本件各処分1から遅くとも三日が経過した時点では、原告前田らは、本件各処分1の理由を知り得たものといえるし、行政不服審査法14条1項本文は、審査請求期間を処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内としているが、同項ただし書は、やむを得ない理由がある場合には、例外を定めており、これによる手当ても可能であるから、本件各処分1が、第1改定告示の二、三日前になされたことが、原告前田らの不服申立てを困難にしたとはいえない。

- (5) 以上のとおり、本件各処分1は、その実施時点では、告示による保護基準の改定は既にされているため保護基準に合致していること、告示を待って保護の変更手続を行い、保護費支給事務に支障が生じて支給が遅れるよりも、保護変更決定を確実に実施される見込みの保護基準変更の告示内容に従っ

て前倒しして行うことが被保護者の利益となるものであること、理由付記についても原告前田らの不服申立てを困難にするほどの事情とはいえないことを総合して考慮すると、第1改定告示前に本件各処分1を行ったことは違法とはいえない。

3 争点(3) (生活保護法56条所定の正当な理由の要否) について

生活保護法56条は、同法第8章の中に置かれており、既に保護の決定を受けた個々の被保護者の権利及び義務について定めた規定であって、保護の実施機関が被保護者に対する保護を一旦決定した場合には、当該被保護者について、同法の定める変更の事由が生じ、保護の実施機関が同法の定める変更の手続を正規に執るまでは、その決定された内容の保護の実施を受ける法的地位を保障する趣旨の規定であると解される。したがって、同条にいう正当な理由がある場合とは、既に決定された保護の内容に係る不利益な変更が、同法及びこれに基づく保護基準が定めている変更、停止又は廃止の要件に適合する場合を指すものと解され、保護基準自体が減額改定されることに基いて保護の内容が減額決定される本件のような場合については、同条が規律するところではないといふべきである（両最高裁判決参照）。

4 争点(4) (老齢加算の減額・廃止に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用があるか) について

(1) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア 老齢加算の設立当初の趣旨

老齢加算は、昭和35年4月、70歳以上の者を対象として、高齢者の特殊な需要に対応するものとして考えられており、その中身は、観劇、雑誌、通信費等の教養費、下衣、毛布、老眼鏡等の被服・身回り品費、炭、湯たんぽ、入浴料等の保健衛生費及び茶、菓子、果物等の嗜好品費に充て

られるものとして積算されていた。(乙34)

イ 昭和58年度までの老齢加算額

(ア) 老齢加算の額は、その後、昭和50年12月までの間、昭和44年度の老齢福祉年金の改正に合わせて夫婦とも該当する場合の低額適用を廃止したほか、老齢福祉年金の額と連動して改定されてきた。(乙34)

(イ) 老齢加算は、原則として老齢福祉年金同額の加算を行ってきたが、福祉年金が大幅な改善の結果、基礎的生活需要に対応するという性格が強くなり、生活扶助基準額との調整が必要になったので、厚生省(当時)の審議会である中央社会福祉審議会(以下「中央審議会」という。)の生活保護専門分科会(以下「専門分科会」という。)は、昭和50年9月19日に、「生活保護制度における加算の取扱いについての意見」を厚生大臣に提出し、「当分科会は、月額7,500円という老齢福祉年金と同額の現行老齢加算が、一般生活費の付加的部分として生活上の老人特有の需要に見合うものであり、生活扶助基準との均衡等からみても容認しうるものと認識してきた。しかしながら、老齢福祉年金額12,000円という水準は、生活保護制度における基準額と対比するとき、これが従来と同様の趣旨のものとしての理解しうるものかどうか十分検討を加える必要がある。この際、生活保護制度としては、老齢、障害者、母子の各加算について、制度本来の立場に立って適切、かつ、合理的な算定を行うこととすべきである。」とし、さらに、「加算の額は、本来、通常の基準額でまかなうことができない老人等の特別の需要に見合うべきであり、したがって、一類基準との間にある程度の均衡が保たれていることが望ましい。このような見地から制度本来のあり方として、一類基準額の一定割合にするという方法が検討に値する。」と意見した。

この趣旨に沿い、また、昭和35年の老齢加算創設時の一類基準と加算額との割合等を考慮して、老齢加算の額は一級地65歳以上一類基準

額男女平均の50パーセントとすることとして、昭和51年1月から適用した。

その後、昭和58年度まで、65歳以上男女一類基準額の改定率に合わせた改定を毎年度行ってきた。

(乙33, 34, 37)

ウ 昭和55年度の審議状況

昭和55年12月に作成された専門分科会における審議状況の中間的取りまとめにおいては、次の旨の意見がまとめられている。

(ア) 高齢者は咀嚼力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収が良く良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参などの社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となる。

(イ) 現行加算制度は福祉年金額が大幅に改善され、それが基礎的生活需要に対応するという性格を強めたため、昭和50年9月の専門分科会の意見に基づき、それまでの福祉年金と同額の加算額を生活扶助の一類基準額の一定割合とすることに改められたものである。その際、高齢、母子、障害者の特別需要を算定するに当たって、福祉年金の趣旨・給付額・家計調査等から得られる消費実態、外国の加算制度の実態等を総合的に勘案して定めたものであり、その妥当性の根拠は現在も変わっていない。また、現在利用可能な資料を用いて特別需要額を推計してみると、現行の加算額は、金額的にもそれぞれの特別需要にほぼ見合うものと考えられる。

しかしながら、被保護世帯全体に占める高齢者・母子・障害者等の社会的又は身体的ハンディキャップに伴う特別需要をもつ者の割合は大きく、今後もその増加傾向が持続すると予想され、かつ、これらの者の生活内容の変化は今後大きなものがあると思われるので、その需要的

確な把握について常時努力を払う必要がある。そのためには、定期的に世帯人員別・収入階級別・年齢階級別・品目別等に消費実態を調査すること等が有効であると考ええる。

(乙 3 8)

エ 昭和 5 8 年の審議状況

中央審議会は、昭和 5 8 年 1 2 月 2 3 日、「生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）」（以下「昭和 5 8 年意見具申」という。）を発表し、次の旨の意見具申をした。

- (ア) 老齢加算については、昭和 3 5 年の老齢福祉年金制度発足の趣旨と高齢者世帯の特別需要との対応から、それと同額が設定された沿革がある。
- (イ) その後、各種福祉年金が大幅に改善され、基礎的生活需要に対応するものという性格が強まったことに対応して、専門分科会は、昭和 5 0 年に加算の取扱いについて意見の取りまとめを行い、その結果、老齢加算、母子加算及び障害者加算については、生活扶助基準にリンクし、かつ、福祉年金におけるそれぞれの相互のバランスを考慮して改定する、という現行方式が採用された経緯がある。
- (ウ) しかしながら、近年における国民生活の変化及び保護基準の改善等の結果、加算額の妥当性についての再検討が必要な事態に立ち至ったとの認識のもとに、専門分科会は、低所得世帯の家計に関する各種の資料を基にして、加算対象世帯と一般世帯との消費構造を比較検討した。
- (エ) その結果、高齢者の特別需要としては、加齢に伴う精神的又は身体的機能の低下に対応する食費、光熱費、保健衛生費、社会的費用、介護関連費などの加算対象経費が認められているが、その額は、おおむね現行の加算額で充たされているとの所見を得た。
- (オ) よって、老齢加算については、その実質的水準が今後とも維持できるようにすることが必要であるが、これらの加算は特定の需要に対応する

ものであることから、その改定に当たっては、生活扶助基準本体の場合とは異なった取扱いをするよう検討すべきである。

(カ) また、医療機関や社会福祉施設に入院、入所する被保護者で老齢加算等の対象となる者に係る食費、光熱費、保健衛生費、介護関連費などは施設の機能からみて、それぞれの施設でカバーされている面が少なくないこと、また、これらの施設における処遇水準が向上したこと等を総合的に勘案すると、これらの者に係る加算については、在宅者の加算との均衡が図られるよう見直す必要がある。

(キ) 被保護世帯の大部分は、老齢、母子、障害者等のハンディキャップ階層であり、その割合は今後も増加すると予想されることに鑑み、各世帯に対するケースワークの一層の充実を図るほか、近年その発展が著しい各種福祉サービス等の活用についても積極的に推進する必要がある。

(乙 3 9)

オ 昭和 5 9 年度以降の老齢加算額

これを踏まえ、昭和 5 9 年 4 月以降、老齢加算の額は、第 1 類費に対応する品目に係る消費者物価指数の伸び率に準拠して改定されてきた（水準均衡方式）。（乙 7， 1 1 の 2， 3 3）

カ 昭和 4 5 年度から平成 1 4 年度までの消費支出の格差

一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯との消費支出の格差は、昭和 4 5 年度は 5 4. 6 パーセント、昭和 5 0 年度は 5 5. 8 パーセント、昭和 5 5 年は 6 3. 6 パーセントとなり、昭和 5 8 年度には 6 6. 4 パーセントとなっており、その後、おおむね 7 0 パーセント弱で推移していたが、平成 1 3 年度には 7 1. 9 パーセント、平成 1 4 年度には 7 3. 0 パーセントに達した。（乙 1 5）

キ 専門委員会の設置

(ア) 前記カの状況を受けて、財務省の審議会である財政制度等審議会は、

平成15年6月19日、平成16年度予算編成に関する建議を提出し、
その中で、「生活扶助基準・加算の引下げ・廃止、各種扶助の在り方の
見直し、扶助の実施についての定期的な見直し・期限の設定など制度・
運営の両面にわたり多角的かつ抜本的な検討が必要である。特に、（中
略）老齢加算（中略）は年金制度改革の議論と一体的に考えると、70
歳未満受給者との公平性、高齢者の消費は加齢に伴い減少する傾向にあ
ること等からみて、廃止に向けた検討が必要であると考えられる。」旨
の提言をしている。

- (イ) 平成15年6月27日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針
2003」が閣議決定され、その中で、「生活保護その他福祉の各分野
においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する」「年金・医
療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の
設計を相互に関連づけて行う。」「生活保護においても、物価、賃金動
向、社会経済情勢の変化、年金制度改革などとの関係を踏まえ、老齢加
算等の扶助基準など制度、運営の両面にわたる見直しが必要である。」
などとされた。（乙5，11の2）

- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の経緯から、厚生労働省の審議会である社会保障審議会
（厚生労働省設置法7条1項に定める厚生労働大臣の諮問機関）は、平
成15年7月28日、その福祉部会内に、専門委員会を設置した。

専門委員会の委員は、社会保障制度や経済学の研究者、社会福祉法人
の代表者、地方公共団体の首長等によって構成されており、同年8月6
日、その第1回専門委員会が開催され、その際、前記(ア)の建議及び同(イ)
の閣議のあったことを記載した資料が各委員に配付された。

（乙11の2）

- ク 平成15年10月14日開催の専門委員会

平成15年10月14日に開催された、第3回専門委員会において、総

務省家計調査に基づき、一般勤労者世帯（全国、平均）消費支出の構成割合並びに一般勤労者世帯（全国、第Ⅰ－１０分位）消費支出の構成割合及び被保護勤労者世帯（全国、平均）消費支出の構成割合を、昭和５５年度と平成１２年度で比較した結果が記載された資料が、各委員に配付された。

当該資料により、昭和５５年度と平成１２年度とを比較すると、一般勤労者世帯の平均並びに第Ⅰ－１０分位及び被保護勤労者世帯の平均のいずれにおいても、消費支出に占める食料費の割合（エンゲル係数）は低下していた。

（乙１１の５，１１の６）

ケ 平成１５年１１月１８日開催の専門委員会

平成１５年１１月１８日に開催された、第４回専門委員会において、平成１１年全国消費実態調査特別集計（総務庁統計局が平成１１年に実施した全国消費実態調査（以下「平成１１年調査」という。）によって得られた調査票を用いて、収入階層別及び年齢階層別に単身世帯の生活扶助相当消費支出額（消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの（家賃・地代等＝住宅扶助，教育費＝教育扶助，医療診療代＝医療扶助等），生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの（自動車関連経費等），被保護世帯は免除されているもの（NHK受信料），最低生活費の範疇になじまないもの（家事使用人給料，仕送り金等）を除いたものをいう。以下同じ。）等を厚生労働省が集計した結果。以下「特別集計」という。）に基づき、高齢単身世帯における消費実態と生活扶助基準との比較による検討結果を記載した資料が、各委員に配付された。

上記結果は、以下のとおりとなっており、いずれの収入階層でも７０歳以上の者の需要は６０ないし６９歳の者のそれより少ないことが示されていた。なお、６０ないし６９歳に係る消費支出額では第Ⅰ－５分位にお

ける消費支出額が第Ⅰ－１０分位における消費支出額を上回っていることからすると、生活扶助相当消費支出額において第Ⅰ－５分位における消費支出額が第Ⅰ－１０分位における消費支出額を下回るのは、最低生活費になじまないなどの理由で消費支出額から控除される額が多いためと推察される。

(ア) 全世帯平均

全世帯平均では、６０歳以上６９歳以下の者（単身無職世帯）の生活扶助相当消費支出額は、１１万８２０９円であった。

他方、７０歳以上の者（単身無職世帯）の生活扶助相当消費支出額は、１０万７６６４円であった。

(イ) 第Ⅰ－５分位における生活扶助相当消費支出額

第Ⅰ－５分位（調査対象者を年間収入額順に５等分した場合に最も収入額の低いグループ。以下同じ。）では、６０歳以上６９歳以下の者（単身無職世帯、１か月当たりの収入が６万２３８０円）の消費支出額は１２万１３６０円であり、そのうち生活扶助相当消費支出額は７万６７６１円であり、７０歳以上の者（単身無職世帯、１か月当たりの収入が６万１５５５円）の消費支出額は９万０８４８円であり、そのうち生活扶助相当消費支出額は６万５８４３円であった。

７０歳以上の者の老齢加算を除いた生活扶助基準額（平均）は７万１１９０円であった。

(ウ) 第Ⅰ－１０分位における生活扶助相当消費支出額

第Ⅰ－１０分位（調査対象者を年間収入額順に１０等分した場合に最も収入額の低いグループ。以下同じ。）では、６０歳以上６９歳以下の者（単身無職世帯、１か月当たりの収入が４万３６５４円）の消費支出額は１１万８７９０円であり、そのうち生活扶助相当消費支出額は７万９８１７円であり、７０歳以上の者（単身無職世帯、１か月当たりの収

入が4万7093円)の消費支出額は9万2518円であり、そのうち生活扶助相当消費支出額は6万2277円であった。

(乙11の7, 11の8)

コ 平成15年12月2日開催の専門委員会

(ア) 平成15年12月2日に開催された、第6回専門委員会において、特別集計に基づき、生活扶助基準の改定率、消費者物価指数、賃金等の推移を比較した結果が記載された資料が、各委員に配付された。

上記結果によると、昭和59年度を100パーセントとした場合の平成14年度における割合は、生活扶助基準が135.5パーセント、消費者物価指数が116.5パーセント、賃金が131.2パーセントとなっており、同7年度を100パーセントとした場合の同14年度における割合は、生活扶助基準が104.3パーセント、消費者物価指数が99.9パーセント、賃金が98.7パーセントとなっていた。

(イ) 第6回専門委員会においては、さらに、特別集計に基づき、被保護高齢単身世帯の家計消費の実態を、老齢加算されている世帯（主に70歳以上）と、加算されていない世帯（主に60ないし69歳）で比較した場合の結果を記載した資料が、各委員に配付された。

上記結果は、以下のとおりであり、いずれの数値も繰越金（月末における世帯の手持金残高）が平均貯蓄率（後記可処分所得に対する後記貯蓄純増の割合）より高くなっていた。

a 貯蓄純増額の比較

老齢加算されていない世帯の貯蓄純増額（「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」を差し引いたもの。）は9407円、可処分所得（「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額）に占める割合（平均貯蓄率）は8.4パーセントであった。

他方、老齡加算されている世帯の貯蓄純増額は1万4926円、可処分所得に占める割合（平均貯蓄率）は12.1パーセントであった。

b 翌月への繰越金

老齡加算されていない世帯の翌月への繰越金（月末における世帯の手持ち現金残高）は、3万6094円であった。

他方、老齡加算されている世帯の翌月への繰越金は、4万7071円であった。

（乙11の11，11の12）

サ 専門委員会での議論等

（ア）第4回専門委員会での議論等

第4回専門委員会では、老齡加算について、以下の意見が出た。

- a 八田委員「老齡加算は、不要ではないかと思います。実際問題として、年をとれば消費額が結構少なくなっているというのが全国消費実態調査で明らかになりました。今までの前提が必ずしも成り立っていなかった以上、長期的には減らしていくべきものではないかと思います。」
- b 麻生委員「私は全国知事会を代表して出ているのですが、今、各県に全部アンケートをとって次の機会に発言をしたいと思っていたので、議論の進行状況をお伺いしたのです。基本的には、今、八田委員から言われたように、老齡加算については、ちょっと違うのではないかと、もう廃止していいのではないかとというのが全体的な意見です。」
- c 岡部委員「高齢者の消費の実態からすれば老齡加算は必要ないかもしれませんが、高齢者の最低生活というふうに考えたときには、（中略）例えば高齢者の社会参加であるとか、そういういろいろなものが加算に相当するものか、あるいは、生活扶助基準に含まれるのかどうか。」「加算という形、あるいは生活扶助基準という形でとるかどう

かは別にして、（中略）老齡加算の特別需要というのは、（中略）高齢者の生活の必要というものを考慮に入れた説明だと思いますので、それを生かせるような形で、最低生活費全体の中で議論をしていただければというふうに思っております。」

d 岩田委員長「老齡加算（中略）は、（中略）恐らく最終的には第1類費でみている費目、第1類費への特別需要を賄うものだというふうな位置付けにあるように思われます。したがって、そういう加算の位置付けそのものについてもう少し含んだ議論をいただきたいと思います。例えば、（中略）加算という形で維持していくのか、それとも、そうした特別需要は福祉サービス全般の中でやっていったほうがいいのか。あるいは他の扶助とか、制度運用の在り方、例えば資産とか貯蓄の問題とか、そういうものを含めて少し幅広く確保したほうがいいのかかもしれないとか、そういう点についても御議論いただいたほうが良いと思います。加算だけ合理性がない、削るということになりますと、特に母子世帯などの場合に、実際上の生活に齟齬を来す場合が当然出てきますが、そういう問題は何かできちんとカバーできるとか、カバーしているとか、あるいは、していないからするとか。そういう配慮は、これは老齡加算のほうについても必要です。老齡加算は廃止してもいいということになるかどうかというのは、必ずしもそう簡単ではないと思いますが。」

e 京極委員「今日では、若干資産があるが、フローで見ると生活保護を受けざるを得ないという高齢者（中略）も結構増えてきているわけです。したがって、そういう実態との関係で、（中略）高齢世帯だからどうのという形で、本当に今の時代に一般的に言えるかどうか。こういう数字を見ますと、必ずしも言えないという感じもいたします。」

f 根本委員「老齡加算について、（中略）確かに咀嚼の問題に関する

食料費とか、あるいは暖房費、被服費、保健衛生費等についての妥当性はないのかもしれませんが、しかし、社会的費用等についてはまだ相当程度の妥当性があるのではないかと、もう少しそのところをきめ細かく見る必要があると思います。場合によっては、特別需要という加算的な形での需要相当額がないとしても、今言った社会的費用等については第1類費の中に溶け込ませるというふうな手法も大いにあると思います。」

g 大川委員「老齢加算を認定するときに、70歳になったから突然需要が増えるという実感は確かにないのですが、例えば長期の保護を受けていることによって、ストックがないための生活のちょっとした消耗というか、減価償却分が出てくるということなどがあります。また、単身者の基準が大変低いという現状において、老齢加算は、ある種大きな影響があると言いますか、非常に助かっているという面もあります。したがって、その辺も含んで、老齢加算をどうするかという検討をしなければいけないということですね。」

h 岩田委員長「私の考えは、まず加算を廃止して、その後の対応を考えるという議論ではないと思います。」「加算の意味とか、今言ったようないろいろな実態ということを考えれば、例えばこういうニーズがある世帯は当然存在するということになります。」「仮に加算としてはなくしてもいいという結論に達したとしても、それは代わりにこういう仕組みを設けるということ、セットで出さざるを得ないと思います。」

(乙11の7)

(イ) 平成15年11月25日開催の専門委員会での議論等

平成15年11月25日に開催された第5回専門委員会では、老齢加算について、以下の意見が出た。

- a 布川委員「加算の必要性、妥当性が見えるかという点については、前回お示しいただいた資料では一般低所得世帯の消費水準と比較してどうかという議論でしたが、それだけでなく実際の保護世帯の消費構造や生活構造から検証してみるということも必要なのではないかと考えます。」
- b 大川委員「加算について確かに70歳過ぎてから突然支出がどんと増えるということはありません。」「むしろ、もともと単身の基準が、これは統計的にどうなのかということもありますが、実感として非常に低いのではないかと現場の中で感じています。あと長期で保護を受けていると目減り分がありますので、結果的には70歳になって、ようやく御褒美的な形で加算がつくという感じになっています。ですから、加算が70歳になってどっと上がるというのは不自然といえ、不自然ですがその一方で、60歳からずっとトータルで見ていると、この加算の合理性というのは、それなりにあるというふうに思ったりしています。むしろ、70歳を過ぎてから加算をつけるという形ではなくて、高齢者世帯、特に生活保護世帯の中で圧倒的に多い単身世帯の基準をどういうふうに考えるかという視点で加算を考えた方が、私は適切ではないかというふうに思います。」
- c 岩田委員長「加算だけ議論してしまいますと、加算を付けるか付けないかという議論になってしまうので、今回、全体の最低生活保障体系そのものをまず俎上に乗せまして、その中の生活扶助のところを議論しております。生活扶助本体の方をどう考えるかによって、加算の持ってくる意味も大分変わってきます。」「高齢者世帯は圧倒的多数が単身であり、単身世帯をどう扱うかによっても高齢者世帯の問題は大きく変わってきます。」
- d 麻生委員「現場の意見を少し集約させていただきましたので、それ

に基づいて御説明いたします。」「老齡加算の場合、廃止または額の引下げが妥当であるというのが7割台で、現行のままでいいという意見はありませんでした。」「ただ、老齡加算を廃止する場合でも、経緯のある話ですから、老齡加算の目的であります特別の事情について必要性がないという説明責任があるのではないかと、また、もし老齡加算の廃止ではなくて引き下げるという場合は、廃止して一時扶助で対応するとか、年金受給者のみに支給するなど、そういった方法もあるという意見がございました。」

e 根本委員「第1類費の多人数のマルチプルというか、節約効果みたいなものを出していただきまして、（中略）むしろ1人世帯の単身世帯の困難性みたいなものが相当出てきたかなと。」「かなり単身被保護世帯は困難な状況があるので、そこは何とか対応することは必要だと。これは1つの大きな流れとしてあるのかなというふうに思います。ぜひ、老齡加算もそういう視点で、そこでうまく吸収できるような仕組みがとればよろしいかなと思います。」

f 岡部委員「社会的・文化的な費用というものが、どの程度、第1類費のところに入り込んでいるのか精査しなければいけないのではないのでしょうか。そのところは加算にかかわってきます。加算というものの中身が前回、母子世帯あるいは高齢者の肉体的な負荷に対する栄養補給であるという側面であったり、あるいは精神的負担に対するコストであるとか、社会的参加が必要だという形のコストだとか、ある意味では肉体的にも精神的にも社会的にも費用であるという形で、いろいろなものが入り込んでいます。逆に全体的な制度構造からすると、生活扶助の第1類費、第2類費どちらに納めた方がいい費目なのか、あるいはもし生活扶助以外でということであればどの扶助の中で分けてやった方がいいものなのかという吟味も必要ではないかと考

えます。」

g 布川委員「それなしには最低生活が営めないというものを、加算という形で一括化しているというものだと思うのです。もし、加算という形で一定の特性のある者にはこれだけ出すよという形式をやめるとすると、今、特別基準で一定の額は自治体とかでも決定できるということになっているようなので、そこをどう使いやすくしていくか、個人が自治体に自分がこういう需要があると申請したときに、自治体がちゃんと認定してくれるかどうか、その額がどこまで認定できるかというところも個別に対応するということになると、その改善がいるのかなと思うのです。ただ、個別に特別基準だけで対応していくと、本人にとっては、それが認定されるかどうかというのがとても不安ですし、事務的にもとても大変になってしまうと思いますので、それはやはり特に母子とか一定の特性のある人には、これだけの加算をという一括の定型給付が必要と思います。」

h 京極委員「加算も今回の見直しの中でかなり重要な部分なので議論が集中するのはやむを得ないと思います。ただ、最初から加算ありきというのは、この委員会をやった意味がないのでやめた方がいいと思います。」「加算イコール特別需要と、そういう時代もあったかもしれませんが、今日では果たしてどうなのかということが問われているのではないか。やはり、生活扶助というのは一般需要で、それに対して各種の他の扶助が特別需要に対応するものという体系になっているはずなのです。」「介護保険やそもそも老人保健制度がなかった時代もあったわけですが、今日そういうのが完全に改善されている中で、老齢加算みたいものが、年取っただけで上に乗せていいのかという問題が出てくる。」

(乙11の9)

(ウ) 第6回専門委員会で配付された資料

第6回専門委員会では、「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ（案）」（以下「中間取りまとめ案」という。）が配付された。中間取りまとめ案の老齢加算に関する記載のうち、後記中間取りまとめと表現が異なる部分を含む記載は、下記のとおりである。

記

消費支出額全体でみた場合には、70歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、廃止の方向で見直すべきである。

また、見直しに当たっては、以下の点について考慮すべきとの意見があった。

- ・ 高齢者世帯の社会的費用については一定の需要があると認められるので、生活保護基準の体系の中でその点に配慮すること。
- ・ 年金受給者と非受給者とを区別して取り扱うことについて検討すること
- ・ 被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきこと

(乙7, 11の12)

(エ) 第6回専門委員会での議論等

第6回専門委員会では、中間取りまとめ案に対し、以下の意見が出た。

- a 布川委員「老齢加算についてこの委員会の今までの議論でどこまで検証できたのかなと振り返ると、議論してきたのは60歳以上の高齢者の方と、それから特に70歳以上の加算の対象になる方を比べて、そこで特別な需要があるかどうかという議論だったかと思います。ただ、そもそも老齢によるある程度の問題があつて、それに応じた消費もしているかもしれないという60歳代の方と70歳以上の方を比

べて、その比べ方で加算が必要ないんだと、廃止だということまで明言できるのかということがとても疑問なんです。同じ特性を持った方同士で比べた限りで言えば、それが70歳からでいいのか、それとももう少し遅くすべきなのか、それとも同じようなニーズを持っているんだから、いっそのこともっと早くすべきかという、何歳から始めるかという議論にはなると思います。額がちょっと高過ぎるという議論ぐらいまでは、今までのこの委員会の議論でも可能かなと思うんですが、老齢によるニーズそのものがなくて加算を廃止してもいいんだという結論になるのかなというのがとても疑問です。」「今まで廃止を明言したということでは議論してこなかったものですから、廃止を明言する限りはそこから起きてくる問題をもう少しちゃんと議論して、本当に問題がないという議論の上でないと、余り廃止ということが軽々に言えないのではないかと思います。」

- b 大川委員「この間の議論というのは、確かに老齢加算の付いている世帯について、他の一般低所得世帯と比べて、若干基準が高いということは、確かに言われてきましたが、老齢加算そのものを廃止してというところまで意見として集約するだけの論議をしたかどうか。先ほど、布川委員がおっしゃったことの繰り返しになりますが、そのときのメリット・デメリットを十分検討したかどうかということも、もう一度考えた上でないと、やはり廃止の方向で見直すべきというふうにまとめていいんだろうかという疑問があります。」「この文言の中には現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないという表現にはなっております。（中略）実際支給された老齢加算の部分が、その人の生活の最低維持のために使われているという現実も一方であるということが、この委員会の中で問題提起をされているわけで、その辺を含み込んだ形できちんと中間報告をしないと、こ

れはまずいのではないかと。この委員会の開かれた背景に、財政審の建議等で老齢加算、母子加算の在り方について見直せという指示があったことは、私も重々承知しているんです。この間の論議の中間のまとめというふうにしたときに、この廃止という問題提起があって、『そうですね、廃止ですね』という整理の仕方が適切かどうか。むしろ、どういう論議がされたかということを出した上で、それで結果的に減額になるとか、見直されるということであれば、国民的な説明も付くかと思うんですが、やはりこれですと廃止が前提にあるんじゃないかというふうに受け止められかねないかということで、ここについてはちょっと再考をお願いしたいと思います。」

c 岡部委員「加算に関しては廃止を前提にという形の記述になっておりますので、廃止をするならばそれに当たる代替措置をとという形で議論が進められたと記憶しております。ですので、そういうふうに表現上変えていただくという形が、この委員会の中では一番適當ではないかと考えます。」

d 京極委員「これはデータも出してかなり議論したところなんで、立場上なるべく加算とか、取られればいいのか、現行を維持するというのは別として、やはり生活扶助の加算について議論していたわけだから、医療扶助が必要だったら医療扶助を申請して、きちっとやらなければいけないんです。医療扶助が入っているからという議論をしてしまうと、生活扶助と医療扶助の体系はどうなのかという議論で、たしか生活扶助と他の扶助との関係、全体の生活の体系の中で低所得者を支援していくんだと。だから、それをすべて加算でという従来の考え方がちょっと古くなっているんじゃないかという議論はしていたと思うので、今まで議論したことを元に戻して、せつかくここまで事務局もあれだけ細かい資料をつくって、データの的にも検証してきたわけ

なので、出だしに戻るわけにはいかないと思うんです。」

e 上記dに続き、岡部委員「確かににそうだと思います。加算というものが、先ほどデータも出していただいていますので、加算という制度的な体系を使わずに、例えば生活扶助という中ですと、第1類費の中に反映をさせるとか、あるいは他の扶助の中で反映できるとか、そういう形の仕分けをしながらやっていくということで、話が進んでいると思います。ですから、廃止ということがすべてなくなるということではなくて、内容を精査して、それぞれ必要なところに実質的にそれを復元するような制度的な仕組みにやっていくという形の整理でしていただければいいんじゃないかと思っています。京極委員と私の考え方はそう差はないのではないかというふうに理解しておるんですが」

f 布川委員「個別の需要が全員にないというわけでもないわけで、それが第1類費の方で一般化されるかどうかというのは、ちょっと先の話になるかと思っています。ちょっと議論がどうなるかわからないのですが、そうなったときに実際の特別な需要を持っていて、例えば今でも65歳とか68歳から条件があれば加算を受けられている方とか、70歳でも特に必要な需要があるという方なんかがたくさんいらっしゃると思いますが、その辺が具体的にどういうふうに条件が悪くならないように、個別にちゃんと認めていけるような手続とか、給付額とか、その設定もちゃんとしておかないと、この廃止だけ先にあるという形になるのはよくないと思います。ですから、その激変緩和というのがそういうことなのかどうかという確認だけさせてください。」

g 京極委員「当時としては例えば第1類費の、70歳というのは食料費がずっと落ちてくるから、文化的な生活として何か足さないとつり合わないなといことで加算ができたと思うのですが、それは今、違っ

た形で対応しているわけだから、介護保険なんかもできたし、生活保護者も介護保険の対象になったということから考えると。加算というのは独特な、生活扶助に足していく一つのやり方で、これ絶対的なものということはないわけなので、特別需要に対応するものの一つぐらいだと思うんです。」

h 上記eに続き、岩田委員長「そうですね。ここはむしろ加算は被保護者の特別な需要に対応する方策の一つでありぐらいの方がいいですね。それから、今の布川委員のおっしゃった。（中略）もう少し個別レベルに下りた特別需要というか、それは一時扶助を含めて何か対応はあるわけですね。何か事務局の方でその点補足説明をしていただけますか。」

i 岡田保護課長「まだ、具体的にこういうふうにやるということは決めていませんが、御議論の結果を踏まえて適切な対応をしたいと考えております。」

j 岩田委員長「あるいは、現行でも、どうぞ。」

k 事務局「加算は、特別の需要に対応する1つの方策でございますが、前回の資料でも生活扶助の体系の中でお示ししたとおり、母子加算、老齢加算のように、世帯類型とか、加齢に伴うという要件だけで、無差別平等に付くといえますか、こういった加算と、臨時的需要、例えば被災時、入院時、あるいは入学といったときに個々に臨時的に特殊需要として発生する一時扶助、こういったものを大きく2つに分ける体系があります。」「70歳になったら一律全員に付く（中略）という加算も御議論をしていただいています。現行体系化の中でもそういった仕組みもございますし、今、岡田保護課長の方からも指摘されましたように、こういった意見を踏まえまして、今後そういった扶助基準の全体体系の中でも見直しをしていきたいと考えているところで

す。」

(乙 11 の 11)

シ 生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ作成

前記クないしサの検討等を経て、専門委員会は、平成 15 年 12 月 16 日、意見集約をした文書として「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」（以下「中間取りまとめ」という。）を作成し、厚生労働大臣に提言した。中間取りまとめのうち、老齢加算に関する部分の概要は、次のとおりであった。

(ア) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであり、具体的には、年間収入階級第 I - 10 分位の世帯の消費水準に着目することが適当である。

(イ) 単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70 歳以上の者と 60 歳から 69 歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ないことが認められる。

(ウ) したがって、消費支出額全体でみた場合には、70 歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。

(エ) また、被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。

(乙 7)

スシ 老齢加算に係る保護基準改定

厚生労働大臣は、中間取りまとめを受けて、70 歳以上の高齢者には老

齢加算に見合う特別な需要があるとは認められないと判断して老齢加算を廃止することとし、激変緩和のための措置として3年間かけて段階的に減額と廃止を行うこととして、平成16年度以降、保護基準につき、第1改定告示及び第2改定告示によって老齢加算をそれぞれ減額し、第3改定告示によって老齢加算を廃止する旨の改定をした。

セ 定期的検証

(ア) 専門委員会は、平成16年12月15日、報告書を作成しており、その中で、次の報告をしている。

a 中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

b なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することもある必要がある。

c また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当である。同時に、捕捉率（生活保護の受給要件を満たす世帯がどれだけ実際に生活保護を受けているか）についても検証を行う必要があるとの指摘があった。

(乙13)

(イ) 前記(ア)の報告書を受けて、平成19年10月19日に第1回生活扶助

基準に関する検討会が、同月３０日に第２回検討会がそれぞれ開催されており、厚生労働省においては、その後も生活扶助基準の水準につき定期的な検証が引き続き行われている。（乙５８，６１）

(ウ) 平成１９年１０月３０日に開催の生活扶助基準に関する検討会について

平成１９年１０月３０日に開催された第２回生活扶助基準に関する検討会において、平成１６年全国消費実態調査特別集計に基づき作成された、単身世帯の年齢区分別に見た消費支出額を記載した資料が配付され、同資料によると、６０ないし６４歳の単身世帯（集計世帯数３０６）における生活扶助相当消費支出額は１０万８７１６円、６５ないし６９歳の単身世帯（集計世帯数３９８）における同支出額は１０万７４５９円、７０ないし７４歳の単身世帯（集計世帯数３９９）における同支出額は９万９８０６円、７５歳以上の単身世帯（集計世帯数５４１）における同支出額は９万２０４３円となっており、６０ないし６４歳の単身世帯における同支出額が、６５ないし６９歳の単身世帯における同支出額に比べて非常に大きいとか、７０ないし７４歳の単身世帯における同支出額が、６５ないし６９歳の単身世帯における同支出額よりも大きいといった事情はなかった。（乙５８）

(エ) 平成１９年１１月３０日の開催の生活扶助基準に関する検討会について

平成１９年１１月３０日に開催された生活扶助基準に関する検討会において、配付された参考資料には、単身世帯の第Ⅰ－１０分位における生活扶助相当支出額（生活扶助相当消費支出額に対応する。以下同じ。）は、６０ないし６９歳では６万８６６６円、７０歳以上では５万７５５３円、生活扶助基準額は、６０ないし６９歳では７万２９５６円、７０歳以上は６万９６２８円であると記載されており、同検討会の報告

書にも、「単身世帯（60歳以上の場合）の年間収入階級第Ⅰ－10分位における生活扶助相当支出額は、世帯当たり62,831円であったのに対して、それらの世帯の平均の生活扶助基準額は、世帯当たり71,209円であり、生活扶助基準額が高めとなっている。なお、第Ⅰ－5分位で比較すると、前者が71,007円、後者が71,193円であり、均衡した水準となっている。」と記載されており、老齢加算で対応していた特別需要が生活扶助本体において賄い得ないものであったことが事後的に判明するようなことはなかった。（乙46）

(2) 審査基準

ア 生活保護法8条2項によれば、保護基準は、要保護者（生活保護法による保護を必要とする者をいう。）の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであるのみならず、これを超えないものでなければならない。そうすると、仮に、老齢加算の一部又は全部についてその支給の根拠となっていた高齢者の特別な需要が認められないというのであれば、老齢加算の減額又は廃止をすべきことは、同項の規定に基づく要請であるということができる。もっとも、同項にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである（最高裁昭和51年（行ツ）第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁参照）。したがって、保護基準中の老齢加算に係る部分を改定するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齢であることに起因する特別な需要が存在するといえるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記

のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるものというべきである。

イ また、老齢加算の全部についてその支給の根拠となる上記の特別な需要が認められない場合であっても、老齢加算は、一定の年齢に達すれば自動的に受給資格が生じ、老齢のため他に生計の資が得られない高齢者への生活扶助の一部として相当期間にわたり支給される性格のものであることに鑑みると、その加算の廃止は、これを含めた生活扶助が支給されることを前提として現に生活設計を立てていた被保護者に関しては、保護基準によって具体化されていたその期待的利益の喪失を来すものであることも否定し得ないところである。そうすると、上記のような場合においても、厚生労働大臣は、老齢加算の支給を受けていない者との公平や国の財政事情といった見地に基づく加算の廃止の必要性を踏まえつつ、被保護者のこのような期待的利益についても可及的に配慮する必要があるところ、その廃止の具体的な方法等について、激変緩和措置を講ずることなどを含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきである。

ウ したがって、本件改定は、①本件改定の時点において70歳以上の高齢者にはもはや老齢加算に見合う特別な需要が認められないとした厚生労働大臣の判断に前記アの見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合、あるいは、②老齢加算の廃止に際して採るべき激変緩和措置は3年間の段階的な廃止が相当であるとしつつ生活扶助基準の水準の定期的な検証を行うものとした同大臣の判断に前記イの見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法8条2項に違反して違法となり、本件改定に基づく本件各決定も違法となるものというべきである。

そして、老齢加算の減額又は廃止の要否の前提となる最低限度の生活の

需要に係る評価が前記アのような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であることや、老齢加算の支給根拠及びその額等についてはそれまでも各種の統計や専門家の作成した資料等に基づいて高齢者の特別な需要に係る推計や加算対象世帯と一般世帯との消費構造の比較検討等がされてきた経緯等に鑑みると、同大臣の上記①の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として老齢加算の廃止に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される。また、本件改定が老齢加算を一定期間内に廃止するという内容のものであることに鑑みると、同大臣の上記②の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、本件改定に基づく生活扶助額の減額が被保護者の上記のような期待的利益の喪失を通じてその生活に看過し難い影響を及ぼすか否か等の観点から、本件改定の被保護者の生活への影響の程度やそれが上記の激変緩和措置等によって緩和される程度等について上記の統計等の客観的な数値等との合理的関連性等を含めて審査されるべきものと解される。

(以上、両最高裁判決参照)

エ 以上のような本件各決定の違法性の審査基準に照らすと、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があることを基礎付ける事実の立証責任は、原告らが負うというべきである。

(3) 厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱・濫用があるか

ア 前記前提事実及び前記(1)認定の事実によれば、専門委員会が中間取りまとめにおいて示した意見は、特別集計等の統計や資料等に基づき、①無職単身世帯の生活扶助相当消費支出額を比較した場合、いずれの収入階層でも70歳以上の者の需要は60ないし69歳の者のそれより少ないことが示されていたこと、②70歳以上の単身者の生活扶助額（老齢加算を除

く。)の平均は、第Ⅰ－5分位の同じく70歳以上の単身無職者の生活扶助相当消費支出額を上回っていたこと、③昭和59年度から平成14年度までにおける生活扶助基準の改定率は、消費者物価指数及び賃金の各伸び率を上回っており、特に平成7年度以降の比較では後二者がマイナスで推移しているにもかかわらずプラスとなっていたこと、④昭和58年度以降、被保護勤労者世帯の消費支出の割合は一般勤労者世帯の消費支出の7割前後で推移していたこと、⑤昭和55年と平成12年とを比較すると第Ⅰ－10分位及び被保護勤労者世帯の平均のいずれにおいても消費支出に占める食料費の割合（エンゲル係数）が低下していることなどが勘案されたものであって、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはない。そして、70歳以上の高齢者に老齢加算に見合う特別な需要が認められず、高齢者に係る本件改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りない程度にまで低下するものではないとした厚生労働大臣の判断は、専門委員会のこのような検討等を経た前記(1)シ(イ)の意見に沿って行われたものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない。

イ また、前記前提事実及び前記(1)認定の事実によれば、本件改定が老齢加算を3年間かけて段階的に減額して廃止したことも、専門委員会の前記(1)シ(エ)の意見に沿ったものであるところ、平成11年度における老齢加算のある被保護者世帯の貯蓄純増は老齢加算の額に近似した水準に達しており、老齢加算のない被保護者世帯の貯蓄純増との差額も月額で5000円を超えていたというのであるから、3年間かけて段階的に老齢加算を減額して廃止することによって被保護者世帯に対する影響は相当程度緩和されたものと評価することができる上、厚生労働省による生活扶助基準の水準の定期的な検証も前記(1)シ(ウ)の意見を踏まえて生活水準の急激な低下を防止すべく配慮したものといえることができ、その他本件に現れた一切の

事情を勘案しても、本件改定に基づく生活扶助額の減額が被保護者世帯の期待的利益の喪失を通じてその生活に看過し難い影響を及ぼしたものとまで評価することはできないというべきである。

ウ 以上によれば、本件改定については、前記(2)ウ①及び②のいずれの観点からも裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。また、証人奈良、原告幸村本人及び原告大沢本人によっても、原告らについて、老齢を理由とする特別な需要があるか否かは判然としない。

したがって、本件改定は、生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではないと解するのが相当である。そして、本件改定に基づいてされた本件各決定にも、これを違法と解すべき事情は認められない。

(4) 原告らの主張の検討

ア 考慮すべき事項を考慮しなかったとの主張について

(ア) 中間取りまとめにおける提言について

原告らは、中間取りまとめが、「ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。」旨のただし書(以下「本件ただし書」という。)を設けているところ、厚生労働大臣は、これに反して、何らの代替措置を採ることなく本件改定を行っており、中間取りまとめを無視している旨の主張をする。

しかし、中間取りまとめにおいても、本件ただし書が、代替措置を必須としたものであるとまでは解されず、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるのであれば、老齢加算を廃止することも許容するが、今後の定期的な検証を提言するものであると解するのが相当であり、本件ただし書に沿って、前記(1)認定の事実のとおり、本件改定後も生活扶助基準の水準につき厚生労働省による定期的な検証が引き続き行われている。したがって、厚生労働大臣の本件改定に係る

判断は、前記(3)のとおり、中間取りまとめの意見を踏まえた検討を経ていないものということとはできず、全体としてその意見の趣旨と一致しないものであったとも解し難い。

なお、中間取りまとめを作成した専門委員会は、前記(1)認定の事実のとおり、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の福祉部会内に設置された委員会であるから、その意見は、厚生労働大臣の判断を法的に拘束するものではなく、保護基準の改定に当たっての考慮要素として位置付けられるべきものである。

(イ) 激変緩和措置について

原告らは、専門委員会は、老齢加算を廃止するのであれば、同時に新制度の創設等により手当てが施されなければならないとの意見で一致していたから、本件改定が漸次老齢加算を減額・廃止するものであったからといって、中間取りまとめが提言する激変緩和措置を執ったものとはいえない旨を主張する。

しかし、前記(1)認定の事実からすると、専門委員会が、老齢加算を廃止するのであれば、同時に新制度の創設等により手当てが施されなければならないとの意見で一致していたということとはできない。なお、前記(ア)のとおり、厚生労働大臣は、中間取りまとめに法的に拘束されるものではない。

加えて、老齢加算廃止の影響については、前記(ア)のとおり引き続き定期的に検証がなされており、平成19年において、第Ⅰ－10分位、第Ⅰ－5分位における生活扶助相当消費支出額と生活扶助基準額との比較が行われていて、老齢加算で対応していた特別需要が生活扶助本体において賄い得ないものであったことが事後的に判明するようなこともなかったことからすると、中間取りまとめが提言する激変緩和措置が、新制度の創設等による手当てを要求するものとまではいえず、前記前提

事実のとおり、平成16年度以降に本件改定が3年間にわたる段階的な減額を経て加算を廃止する形で行われたことが、中間取りまとめの提言を考慮せずになしたものであるとはいえない。

(ウ) 以上のとおり、厚生労働大臣が、考慮すべき事項を考慮しなかったということはできず、これにより厚生労働大臣の本件改定に係る判断に、裁量権の逸脱又はその濫用があったものとはいえない。

イ 特別集計の統計上の信頼性について（考慮すべきでない事項を考慮したか）

原告らは、特別集計には統計上の信頼性が検証されておらず、老齢加算廃止の根拠足り得ないから、厚生労働大臣は考慮すべきでない事項を考慮した旨を主張するため、以下検討する。

(ア) 平成11年調査との数値の齟齬について

原告らは、特別集計は、平成11年調査の高齢者編「第26表（単身無職世帯の）60歳以上の男女、年齢階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」（乙12の2）の内容と、理由不明の数値の齟齬がある旨を主張する。

ところで、乙12の2によれば、上記第26表における平均月収は60ないし69歳が18万1606円（60ないし64歳の集計世帯数にその平均年間収入額を乗じたものに、65ないし69歳の集計世帯数にその平均年間収入額を乗じたものを加え、12で除した上1円未満を切り捨てた結果。）、70歳以上が17万5751円（70ないし74歳の集計世帯数にその平均年間収入額を乗じたものに、75歳以上の集計世帯数にその平均年間収入額を乗じたものを加え、12で除した上1円未満を切り捨てたもの。）と計算でき、特別集計（乙11の8）の数値（順に18万0833円、17万5833円）と近似する上、これを齟齬というにしても、乙11の8及び乙12の2によると、上記第26表

においても、70歳以上の消費支出額は、60ないし69歳の消費支出額よりも相当額低く、しかも、当該各消費支出額の差は、上記第26表における差額は2万5358円（60ないし64歳の集計世帯数にその平均消費支出額を乗じたものに、65ないし69歳の集計世帯数にその平均消費支出額を乗じたものを加えた結果を、上記60ないし64歳と65ないし69歳の各集計世帯数の合計で除した結果から、70ないし74歳の集計世帯数にその平均消費支出額を乗じたものに、75歳以上の集計世帯数にその平均消費支出額を乗じたものを加えた結果を、上記70ないし74歳と75歳以上の各集計世帯数の合計で除した結果を減じた上、1円未満を切り捨てたもの。）であるのに対し、特別集計においては2万4874円と、特別集計においてかえって縮小していること、上記第26表における消費支出額も、生活扶助相当消費支出額を上回っていることが認められるから、当該数値の齟齬は結論に影響を与えるほどのものとはいえず、これを理由に、特別集計が厚生労働大臣が考慮すべきでない事情となるものとはいえない。

(イ) 平均値をもって母集団の代表としたことについて

原告らは、特別集計での60ないし69歳の年齢階層区分は、活動性が高く、非常に多くの貯蓄を取り崩して消費する60ないし64歳の年齢階層と、高齢者の始まりといえる65ないし69歳の年齢階層といった二つのグループに分けられるから、その平均値はどちらの年齢階層からもかけ離れた無意味な数値であると主張するが、前記(1)認定の事実に加え、本件全証拠に照らしても、60ないし64歳の世帯における同支出額が、65ないし69歳の世帯における同支出額に比べて非常に大きいといった事情はうかがわれないのであり、60ないし64歳の世帯と65ないし69歳の世帯を統合して平均値を考慮することが直ちに不合理であるとまではいえず、専門委員会の議論においても、この点につ

いて特に異議が出たこともうかがえないから（乙11の1ないし11の12），厚生労働大臣が，本件改定に当たり，60ないし69歳の世帯の平均値を用いることが，考慮すべきでない事情を考慮したことには当たらない。

(ウ) 年齢階層区分を10年ごとに統合したことについて

原告らは，特別集計は，平成11年調査と異なり年齢階層区分を10年ごとに統合してしまったため，65ないし69歳より70ないし74歳の消費支出額が上回っているとの結果が隠蔽された旨を主張するが，年齢階層区分を，5年ごととするか，10年ごととするかは，どちらが合理的か一意に決まるものとはいえず，この点についても，厚生労働大臣に専門的な裁量権があるものといえる。

そして，前記(1)認定の事実からすると，60ないし64歳の世帯における同支出額が，65ないし69歳の世帯における同支出額に比べて非常に大きいとか，70ないし74歳の世帯における同支出額が，65ないし69歳の世帯における同支出額よりも大きいといった事情はうかがわれず，その他，原告らの当該主張を認めるに足る証拠はないから，年齢階層区分を10年ごとにしたからといって，特別集計が考慮すべきでない事情であるということとはできない。

(エ) 全年齢間で貧困率が同一であることを前提としたことについて

原告らは，高齢者世帯では，年齢が高くなるほどに貧困世帯の割合が高くなっているにもかかわらず，全ての年齢間で貧困率が同一であるとの前提に基づき比較した結果，70ないし74歳の世帯が65ないし69歳の世帯より消費支出額が小さくなってしまったことを，年齢が要因であると誤った評価をしたものであると主張する。

しかし，本件全証拠に照らしても，70ないし74歳の世帯において65ないし69歳の世帯より貧困率が有意に高いことは認められず，当

該事情から、特別集計が考慮すべきでない事項となるものとはいえない。

(オ) 以上のとおり、厚生労働大臣が、考慮すべきでない事項を考慮したという事情は認められず、これにより厚生労働大臣の本件改定に係る判断に、裁量権の逸脱又はその濫用があったものとはいえない。

5 争点(5) (制度後退禁止原則の有無等) について

(1) 前記4(2)アのとおり、生活保護法8条2項によれば、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を超えないものでなければならず、仮に、老齢加算の一部又は全部についてその支給の根拠となっていた高齢者の特別な需要が認められないというのであれば、老齢加算の減額又は廃止をすべきことは、同項の規定に基づく要請であるといえることができるのであるから、原告のいう制度後退禁止の原則を、およそ一切の減額・廃止を許さない一般論として認めることはできない。

原告らが根拠として掲げる棟居快行教授の意見書(甲43)も、一切の制度後退を許さない旨まで述べるものではなく、結局のところ、本件のような保護基準改定に基づく生活保護費の減額が適法かどうかの判断は、当該保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断に、裁量権の逸脱・濫用があるかに帰着するものと解される。

そして、前記4のとおり、本件改定についての厚生労働大臣の判断に、裁量権の逸脱・濫用があるとはいえず、本件改定は、生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではないのであるから、原告らの当該主張は採用できない。

(2) また、憲法25条に反する旨の原告らの主張についても、生活保護法は、健康で文化的な最低限度の生活の保障という憲法25条の趣旨を具体化した法律の規定として、3条において、生活保護法による保護において健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活が保障されるべ

き旨を定めており、8条2項において、保護の基準がこのような最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであるべき旨を定めているところ（最高裁2月判決参照）、前記4(2)のとおり、生活保護法8条2項にいう最低限度の生活を保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであって、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるものであるから、財政事情を考慮することが当然に憲法25条に反し許されないものということとはできず、この点についても、前記(1)同様に、当該保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断に、裁量権の逸脱・濫用があるかに帰着するものと解される。

前記4のとおり、本件改定が憲法25条の趣旨を具体化した生活保護法3条又は8条2項の規定に違反するものではない以上、これと同様に憲法25条に違反するものでもないと解するのが相当であり、このことは、前記大法廷判決の趣旨に徴して明らかというべきである（最高裁2月判決参照）。

したがって、この点に関する原告の主張も採用できない。

- 6 以上のとおりであるから、原告らの請求のうち、請求の趣旨2項及び4項の請求に係る訴えはいずれも不適法であり、その余の請求にはいずれも理由がない。

よって、原告らの請求のうち、請求の趣旨2項及び4項に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

秋田地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 棚 橋 哲 夫

裁判官 綱 島 公 彦

裁判官 田 野 倉 真 也

(別紙)

当 事 者 目 録

秋田市檜山登町 8 番 1 7 号 鎌田アパート 1 - 3

甲 事 件 ・ 乙 事 件 原 告 前 田 アイコ

(以下「原告前田」という。)

秋田市南通築地 2 番 1 8 号 コーポ早川 1 号

同 幸 村 レイ子

(以下「原告幸村」という。)

秋田県能代市落合字中大野台 1 - 1 0 4

乙 事 件 原 告 奈 良 友 三

(以下「原告奈良」という。)

秋田県湯沢市小野字飯塚 8 5 番地

同 大 沢 良 一

(以下「原告大沢」という。)

上 記 4 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 沼 田 敏 明

同 虻 川 高 範

同 三 浦 広 久

同 西 野 大 輔

同 狩 野 節 子

秋田市山王 1 丁目 1 番 1 号

甲 事 件 ・ 乙 事 件 被 告 秋 田 市

(以下「被告秋田市」という。)

同 代 表 者 市 長 穂 積 志

同 処 分 行 政 庁 秋 田 市 福 祉 事 務 所 長

秋田県能代市上町 1 番 3 号

乙 事 件 被 告

(以下「被告能代市」という。)

同 代 表 者 市 長

同 処 分 行 政 庁

秋田県湯沢市佐竹町1番1号

乙 事 件 被 告

(以下「被告湯沢市」という。)

同 代 表 者 市 長

同 処 分 行 政 庁

上 記 3 名 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

被告秋田市訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

同

同

被告能代市指定代理人

同

同

被告湯沢市指定代理人

同

能 代 市

齊 藤 滋 宣

能代市福祉事務所長

湯 沢 市

齊 藤 光 喜

湯沢市福祉事務所長

青 野 卓 也

井 上 博 隆

林 潤 子

宮 田 康 宏

菊 地 京 幸

菅 原 紅 子

高 橋 栄

千 葉 大 冊

廣 嶋 清 則

碓 谷 一 峰

後 藤 天

佐々木 徹

戸 松 重 男

金 平 裕 輔

安 井 宗 弘

田 村 高 峯

高 橋 和 彦

大 原 菅 同

これは正本である。

平成25年3月22日

秋田地方裁判所民事第一部

裁判所書記官 小園 博 美

